

新型コロナ「第7波」下げ止まり

全数届出見直して混乱・不安も

酒井議員が質問

10月4日の健康福祉常任委員会で酒井県議は、新型コロナの「全数届出見直し」について質問しました。9月26日から全国一律で、感染症法に基づく医師の届出は、①65歳以上②入院を要する人③重症化リスクがあり、かつコロナ治療薬又は酸素投与が必要な人④妊婦一の4類型に限定。対象外の人健康フォローアップセンターに自ら登録することになりました。この見直しにより届出数は2割に減ったといいます。また対象外の8割は登録し、健康観察や在宅診療・宿泊療養の調整、食料支援などを受けています。酒井氏は、対象外の人入院しづらくなるのではないかと、センターに登録しなかったら症状悪化時に公費で受診できないのか、といった不安の声もあるとして、対応に万全を期すよう求めました。

県は、重症化リスクの高い方を把握しやすくするためであり、センターの専用電話66回線、看護師35名、協力医療機関268機関で、フォローアップ体制を強めていくと答えました。

ワクチン接種による副反応事例について、県は452件報告され、そのうち32件の死亡例があることを明らかにしました。酒井氏は国が「不明」としている因果関係について、しっかり調査し、公表するよう求めました。

アレルギーを持っている人でも安心といわれる武田社のノバックスワクチンの接種会場を増やすよう求めました（現在、群馬中央病院と済生会前橋病院のみ）。

ハンセン病問題 風化させないで 重監房資料館（楽泉園）を人権教育の場に

酒井県議はハンセン病問題を質問。国立ハンセン病療養所栗生楽泉園（草津町）の入所者は44人（22年8月現在）まで減少、平均年齢は90歳を超えており、将来構想は喫緊の課題だとして、県として踏み込んだ対応を求めました。この中で、園内にある社会交流会館や、故・劬雄二さんらの尽力で2014年に開所した重監房資料館は人権教育の場としても有用であること、単に「強制隔離政策による差別偏見があった」というにとどまらず、人権回復のたまたかの歴史や入所者一人ひとりの生きざま、文化的営みにも光を当てた取り組みが求められていることを強調しました。そのうえで、県が発行している啓発パンフ（2013年）後の「県ハンセン病行政資料報告書」や19年の家族訴訟勝利判決、「人権の碑」建立などの出来事も踏まえた新しいパンフの作製を提案。さらに、内田博文重監房資料館館長の講演会企画や、毎年6月に県庁で開催しているハンセン病問題パネル展の充実などを要望しました。

県は「ハンセン病問題を風化させず、関心を持ち続けることは重要。国と連携して取り組んでいきたい」と答弁。県庁パネル展も充実させていく考えを示しました。